

# 新型コロナウイルス感染症への対応について (高齢者の皆さまへ) - 全国の体操動画やリーフレットの紹介

## 主な構成

- ①都道府県のリーフレット (PDF)
- ②都道府県の  
「自宅でできる体操動画」
- ③関連情報 (高齢者向け・事業所向け)

- 関連情報の事業所向けでは運営基準等も確実に網羅
- 幅広い情報が随時更新
- 「情報まとめサイト」

ひと、暮らし、みらいのために  
厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

▼ 本文へ ▶ お問い合わせ窓口 ▶ よくある質問

ホーム

カスタム検索

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管

↑ ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 新型コロナウイルス感染症への対応について  
リーフレットの紹介

福祉・介護 **新型コロナウイルス感染症への対応について (高齢者の皆さまへ) - 全国の体操動画やリーフレットの紹介**

1 加藤厚生労働大臣からのメッセージ 2 リーフレット 3 自宅でできる体操動画  
4 関連情報

高齢者の皆さまが日々の健康を維持するために、全国の自治体が作成したリーフレットや自宅でできる体操動画を  
選んで掲載しました。  
こちらも参考に、是非健康維持に取り組んでください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/yobou/index\\_00013.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/yobou/index_00013.html)

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員  
基準等の臨時的な取扱いについて（第2報：令和2年2月24日）

### 第2報（第3報-問3含む）

都道府県からの休業要請（または自主的な休業）を受けて休業している場合、居宅を訪問しサービス提供をした場合、提供したサービス時間の区分に対応した報酬区分（通所系サービスの報酬区分）を算定できる

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報：令和2年2月28日）

## 問9

居宅介護支援のサービス担当者会議は柔軟に対応することが可能（自宅外で開催、電話、メール等）。なお利用者の状態に大きな変化がない等、居宅サービス計画の変更内容が軽微であると認められる場合はサービス担当者会議は不要

## 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第4報：令和2年3月6日）

### 問1

利用者の希望に応じて、①通所サービスの事業所におけるサービス提供と、②当該通所サービスの事業所の職員による利用者の居宅への訪問によるサービス提供の両方を行うこととし、これら①②のサービスを適宜組み合わせる実施することができる

## 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第6報：令和2年4月7日）

### 問1.問2

通所介護、地域密着型通所介護、認知症型通所介護の事業所が都道府県からの休業要請を受けた場合において、その期間に電話で「健康状態・直近の食事内容や時間・直近の入浴の有無や時間・当日の外出の有無と外出先・希望するサービスの提供内容や頻度等」について確認した場合、ケアプランに位置付けられた日については1日2回まで介護報酬の算定が可能。自主的に休業している場合は同様に1日1回まで算定可能

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第7報：令和2年4月9日）

### 問2.問3

通所リハ事業所および介護予防通所リハ事業所が都道府県からの休業要請（自主的な休業も含む）を受けて、電話等により健康状態、居宅の療養環境、当日の外出の有無と連絡先、希望するリハビリテーションサービスの提供内容や頻度等について確認した場合、ケアプランに位置付けた利用日の初回のみ介護報酬の算定が可能。介護予防通所リハは日割りが可能。

## 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第8報：令和2年4月10日）

### 問1

通所系サービス事業所が訪問に切り替えてサービス提供をする場合は、通所系サービス事業所において提供していたサービスをすべて提供する必要はない

### 問5

訪問リハ、通所リハにおけるリハビリテーション会議について、電話、文書、メール、テレビ会議等を活用することが可能

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第8報：令和2年4月10日）

## 問2

サービス提供時間を短縮させた結果、サービス提供時間が短時間（通所介護：2時間未満、通所リハ：1時間未満）になっても、最も短い時間の報酬区分（通所介護：2－3時間、通所リハ：1－2時間）の算定が可能。なお最も短い時間の報酬区分（通所介護：2－3時間、通所リハ：1－2時間）を超えてサービス提供をしたが、感染予防の観点からケアプランで定めたサービス提供時間を下回っている場合は実際のサービス提供時間に対応した区分で算定

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員  
基準等の臨時的な取扱いについて（第9報：令和2年4月15日）

## 問1

通所介護事業所において時間を短縮してのサービス提供や訪問サービスの提供等を行った場合、サービス担当者会議は不要

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第11報：令和2年5月25日）

### 問3

通所系サービスにおいて、利用者が自主的に休んだ場合は、定員を超過しない範囲で、他の休業している同一サービス事業所の利用者を受け入れてよい

### 問6

通所リハ事業所が休業した場合、退院・退所または認定日から3月以内という要件に該当しない場合であっても、サービス再開日を起算日として3月以内の算定が可能

## 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員 基準等の臨時的な取扱いについて（第12報：令和2年6月1日）

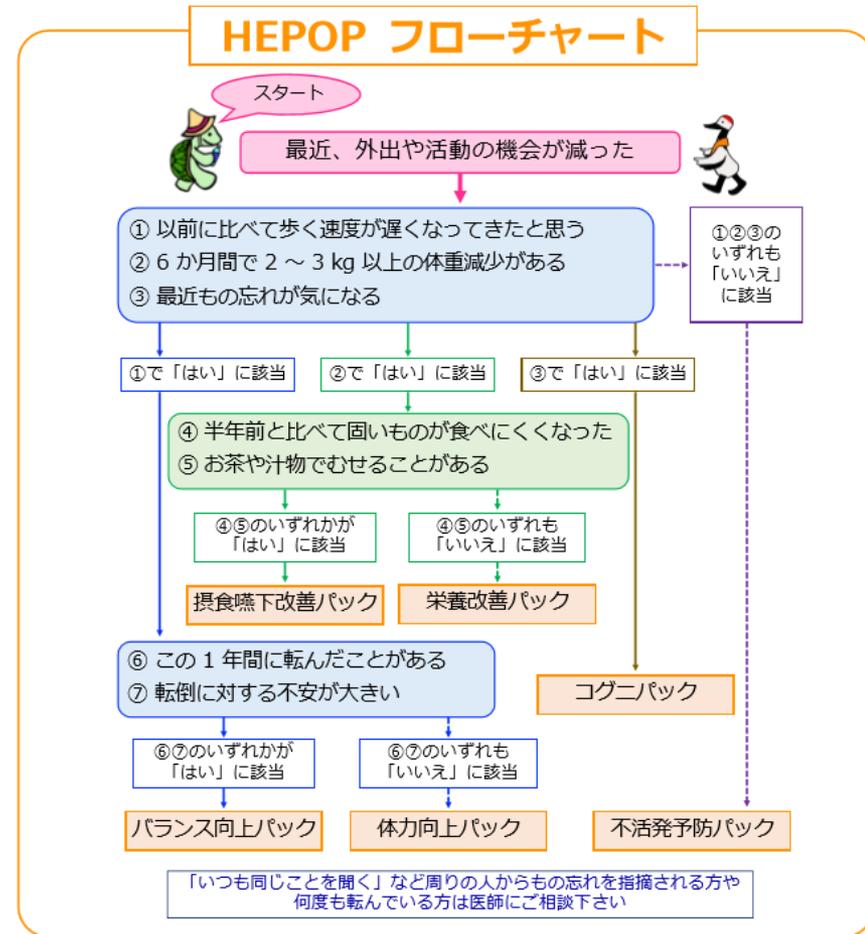
通所系サービス事業所が提供するサービスのうち、一定ルールに基づき算出された回数について、提供したサービス時間の区分に対応した報酬区分の2区分上位の報酬区分を算定する取り扱いを可能とする

# 「在宅活動ガイド2020」＝国立長寿医療研究センターより＝

- 身体機能、口腔機能、認知機能の状態をフローチャートで確認でき、機能低下が認められるようであれば運動を中心としたプログラムがパックとして提示

- ① バランス向上パック
- ② 体力向上パック
- ③ 摂食嚥下パック
- ④ 栄養改善パック
- ⑤ 不活動予防パック
- ⑥ コグニパック

- 対象者の評価、課題抽出、自主トレーニングメニュー処方にも活用できる

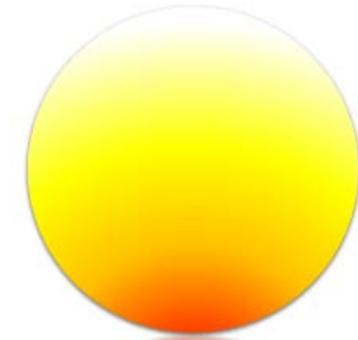


<https://www.ncgg.go.jp/hospital/guide/index.html>

# 「訪問・通所サービス従事者のための新型コロナウイルス感染症 対応の手引き」 = 日本プライマリケア連合学会より =

- 訪問系サービスと施設系サービスに区別し、それぞれ新型コロナウイルス感染症が確定しているケース、疑われるケース、疑われないケース別に対応例が記載されている
- ADL低下、フレイル、社会的孤立への対応例が記載されている
- 組織運営の項目としては感染対策、会議・カンファレンス・勉強会、出勤停止基準等について記載されている

訪問・通所系サービス従事者のための  
新型コロナウイルス感染症（COVID-19）  
対応の手引き



Version 1.0

2020年5月29日



一般社団法人  
日本プライマリ・ケア連合学会  
Japan Primary Care Association

<https://www.pc-covid19.jp/files/topics/topics-7-1.pdf>

# 「2区分上位の報酬算定に対する説明書等のサンプルについて」 ＝全国デイ・ケア協会より＝

- 厚生労働省による2区分上位の報酬算定における法的根拠が記載
- 利用者向けの説明書と同意書のサンプルが提示
- ケアマネジャー向けの説明書と同意書のサンプルが提示



一般社団法人全国デイ・ケア協会  
Japan Association for Day Care

[ご挨拶](#) [協会について](#) [委員会活動一覧](#) [研修会](#) [研究大会](#) [協会認定制度](#) [デイケアニ](#)

## お知らせ

[HOME](#) > [お知らせ](#) > 2区分上位の報酬算定に対する説明書等のサンプルについて

📅 2020年6月10日 / 最終更新日: 2020年6月10日 📍 daycare

## 2区分上位の報酬算定に対する説明書等のサンプルについて お知らせ

日頃より当会の活動にご理解・ご協力を賜り心よりお礼申し上げます。  
さて、6月1日付の厚生労働省通達により、上限は設けられますが、2区分上位の報酬を算定することが可能となりました。

そこで当会では各様式のサンプルを作成しました。

下記よりダウンロードが可能のため、ご活用いただけますと幸いです。

なお、本サンプルは全国老人福祉施設協議会様にて作成されたモデルを参考に作成しています。

感染拡大防止に配慮しながらのサービス提供の継続に向けた取り組みを進めていく観点から発出された通達でございます。

本サンプルが算定に対しての一助となりますことを切に願います。

[人員基準等の臨時的な取り扱いについて（第12報）](#)

[利用者説明書](#)

[利用者同意書](#)

[ケアマネジャー説明書](#)

[ケアマネジャー報告様式](#)

<https://day-care.jp/archives/2361>